

○周南市農業委員会許可指令書等の指令番号及び受理通知書等の文書番号
に関する要綱

令和6年12月1日農委要綱第13号

周南市農業委員会許可指令書等の指令番号及び受理通知書等の文書番号
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の規定による許可申請又は届出（届出書、通知書、申出書その他これらに類する書面により届け出ることをいう。以下同じ。）を受けて発送する許可指令書又は不許可指令書（不許可の通知をいう。以下同じ。）に付す番号等（以下「指令番号」という。）及び受理通知書又は不受理通知書に付す番号等（以下「文書番号」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(指令番号)

第2条 指令番号は、先頭を「指令」の文字とし、次に「周農委」の文字（以下「記号」という。）を付け、これに続けて種別（別表第1の種別をいう。以下この条において同じ。）を付し、番号は種別ごとの受付番号（許可申請の受付時に付ける暦年による一連番号をいう。以下この条において同じ。）とする。

2 不許可指令書の指令番号は、種別の「許可」の文字を「不許可」に置き換えるものとする。

3 第1項の番号は、「第〇号」とし、許可後の取消し又は事業計画変更の承認に伴う指令書には「第〇号の〇」とした枝番を付けるものとする。

4 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、種別ごとに受付番号簿を作成するものとする。

(文書番号)

第3条 文書番号は、最初に記号を付け、これに続けて種別（別表第2の種別をいう。以下この条において同じ。）を付し、番号は種別ごとの受付番号（届出の受付時に付ける暦年による一連番号をいう。以下この条において同じ。）とする。

2 不受理通知書の文書番号は、種別の「受理」の文字を「不受理」に置き換えるものとする。

3 第1項の番号は、「第〇号」とし、受理後の取消願による取消通知書又は事業計画

の変更の届出の受理通知書には「第〇号の〇」とした枝番を付けるものとする。

4 事務局は、種別ごとに受付番号簿を作成するものとする。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

項目	許可申請	種別
農地等の権利移動の制限	法第 3 条第 1 項許可申請 (農地等の権利移動)	3 条許可
農地の転用の制限	法第 4 条第 1 項許可申請 (農地の転用)	4 条許可
農地等の転用のための権利移動の制限	法第 5 条第 1 項許可申請 (農地等の転用のための権利移動)	5 条許可
農地等の賃貸借の解約等の制限	法第 18 条第 1 項許可申請 (農地等の賃貸借の解約等)	18 条許可

別表第 2 (第 3 条関係)

項目	届出	種別
農地等の権利移動の制限	法第 3 条第 1 項第 13 号の届出 (農地売買等事業による農地等の権利移動)	3 条受理
	法第 3 条第 1 項第 14 号の 2 の届出 (農地中間管理事業による農地等の権利移動)	
農地等の権利取得の届出	法第 3 条の 3 の届出 (相続等による農地等の権利取得)	3 条の 3 受理
農地の転用の制限	法第 4 条第 1 項第 2 号の届出 (国・県の公共事業に伴う農地の転用)	4 条受理
	法第 4 条第 1 項第 7 号の届出 (市街化区域内の農地の転用)	
	法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「則」という。)第 29 条各号の届出 (農地の転用の制限の例外)	則 29 条受理
農地等の転用のための権利移動の制限	法第 5 条第 1 項第 1 号の届出 (国・県の公共事業に伴う農地等の転用のための権利移動)	5 条受理
	法第 5 条第 1 項第 6 号の届出 (市街化区域内の農地等の転用のための権利移動)	
	法第 5 条第 1 項第 7 号及び則第 53 条各号の届出 (農地等の転用のための権利移動の制限の例外)	則 53 条受理
農地等の賃貸借の解約等の制限	法第 18 条第 1 項第 4 号の届出 (農地等の賃貸借の解除)	18 条受理
農作物栽培高度化施設に関する特例	法第 43 条第 1 項の届出 (農作物栽培高度化施設を設置し、その底面の農地をコンクリート等で覆うための届出)	43 条受理
農地改良	周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱(令和 3 年周南市農業委員会要綱第 4 号)第 3 条の届出	農地改良受理

注 届出とは、届出書、通知書、申出書その他これらに類する書面により届け出ることをいう。